

令和8年3月30日  
国土交通省関東地方整備局  
建政部

## 測量業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社中央技術コンサルタンツに対し、測量法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1917

建設産業第二課 課長 小塚（こづか）（内線：6651）

建設産業第二課 専門調査官 望月（もちづき）（内線：6653）

## 測量業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり測量法（昭和24年法律第188号）に基づく監督処分を行いました。

### 記

#### 1 処分対象業者

商号 株式会社中央技術コンサルタンツ  
登録番号 (15) - 2325  
代表者 代表取締役 本田 俊昭  
所在地 東京都新宿区西新宿8-5-1

#### 2 処分内容

測量法第57条第2項の規定に基づく営業の停止命令

##### (1) 停止を命ずる営業の範囲

測量法第10条の2に規定する測量業に関する営業（基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う営業をいう。）

##### (2) 停止地域

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

##### (3) 期間

令和8年4月14日から令和8年6月12日までの60日間

#### 3 処分理由

株式会社中央技術コンサルタンツの元社員である元東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年8月20日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。同年11月18日に判決の言い渡し、同年12月3日に刑が確定している。

このことが、測量法第57条第2項に該当すると認められる。